

## 競争入札参加資格申請に関するよくあるご質問（Q&A）

入札参加資格審査申請について、お問い合わせの前にご確認ください。

### <全般>

質 疑	回 答
押印が必要な書類はどれになりますか。	使用印鑑届と委任状と誓約書です。 それ以外は必要がありません。
申請期限が過ぎた場合でも受付をしてもらうことは可能ですか。	申請期限が過ぎた場合は受付をしておりません。
営業所一覧表の裏面に略図を添付することと書いてあるが、必ず裏面に貼る必要があるのか。また、こういったものを求めていますか。	略図はGoogleMapなどで大丈夫です。会社で任意のものがあれば、そちらを提出してください。 2枚にまたがっても構いません。必ず裏面に貼る必要はありません。
営業用機械器具調書について、どのように記載をすればいいですか。	・工事の場合（例） 名称：パワーリフト 種類：空白 能力：350kg 所有台数：1台
	・コンサルの場合（例） 名称：CBR試験装置 種類：万能型 能力：10t 所有台数：1式
	会社等の様式で任意のものがあればそちらを使っていたら構いません。
営業所一覧表の営業区域コードは何と記載すればいいですか。	営業区域コードは1と記載してください。
受付票等は発行していますか。	簡易的なものを発行しております。書類に不備がなかった業者に対して発行しております。受付票をご希望される場合は、返信用封筒を添付してください。
工事経歴書、測量等実績調書、営業実績経歴書の2年分について、様式は会社の様式を使っても大丈夫でしょうか。その際、全ての実績を記載した方がいいでしょうか。	指名する判断材料として過去の実績を見ます。全て記載する必要はなく代表的なもので構いません。様式は、任意の様式でも結構です。
技術者経歴書は会社の様式でも可能ですか。また、全ての従業員を書く必要がありますか。	任意の様式でも可能です。量が多い場合は、全ての従業員を書く必要はありません。委任があれば委任先を、それでも人数が多い場合は、配置予定される方の技術者を記入してください。
提出書類は原本ですか。	添付書類一覧表で（写）となっているもの以外、原本で提出をお願いします。

### < 経営事項審査 >

質 疑	回 答
経営事項審査結果の有効期間は、通知日からですか？	通知日ではなく、審査基準日から1年7ヶ月です。
新しい審査結果が出た場合について新しく出していただく必要があるのか。	新しく出していただく必要があります。

### < 各種許可・登録・証明 >

質 疑	回 答
建設工事を希望し、支店・営業所等に委任する場合は、支店・営業所等の建設業許可も必要ですか。	支店・営業所等の建設業許可が必要です。
技術者の資格証明書の（写）は、全て出した方がいいですか。	数百人を超えるなど、量が多い場合は委任先の技術者分以小竹町に配置予定の技術者の（写）を提出してください。

### < 住民票 >

質 疑	回 答
住民票は世帯員全員が表示されたものが必要ですか。	世帯員の一部（申請者本人のみ）が表示されたもので結構です。世帯主・続柄、本籍・筆頭者、マイナンバー、住民票コードの記載は必要ありません。

### < コンサル・物品役務 >

質 疑	回 答
様式 3-1①測量等実績高についてどのように記載をしたらよいですか。	記載要領P5～P6を参照してください。
様式 3-1③自己資本額はどのように記載をすればいいですか。	記載要領P7を参照してください。
様式 4-1②の記載記入の仕方を教えてください。	記載要領P8～P9を参照してください。

### < 納税証明書 >

質 疑	回 答
必要な納税証明書は何ですか。 また、未納のない証明書でも構いませんか。	（国税） ・法人：その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 ・個人：その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （県税、町民税） 法人・個人：未納税額のない証明書（証明日現在で、県税、町民税に係る未納税額のない証明）
法人の場合で、資産が法人と役員（個人）の共有名義になっている場合、法人と役員（個人）名義の両方の納税証明書等が必要ですか。	法人名義の納税証明書等のみで結構です。納税義務者が法人のため、役員（個人）名義は不要です。
納税証明書には有効期限はありますか。	納税証明書の有効期限は発行期間の規定によりますが、今回の申請にあたっては、証明年月日が申請書提出時以前の3ヶ月以内のものを提出してください。
納税証明書について 本店と委任先があるがどちらを提出すればいいのか。	委任先のものが必要です。

## <入札関係>

質 疑	回 答
入札書の提出のみを代理人に委任する場合でも、委任状は必要ですか。	単に入札書の提出や契約書の受け渡しをする営業（事務）担当者等は、委任状で言う代理人にはあたりません。代理人とは、代表者から委任を受けて“入札、契約等の法律行為を自己の名と責任において 行う 者”を言います。支店長、営業所長など、社内の方に限ります。
委任期間はいつからいつまでとしたらよいですか。	入札参加資格者名簿に登録される時から、有効期限の終わりまでとなります。 ○年7月1日～△年6月30日
随時の受付はしていますか。	町発注の入札案件などで、業者数が不足している場合については、こちらから声掛けをする場合があります。